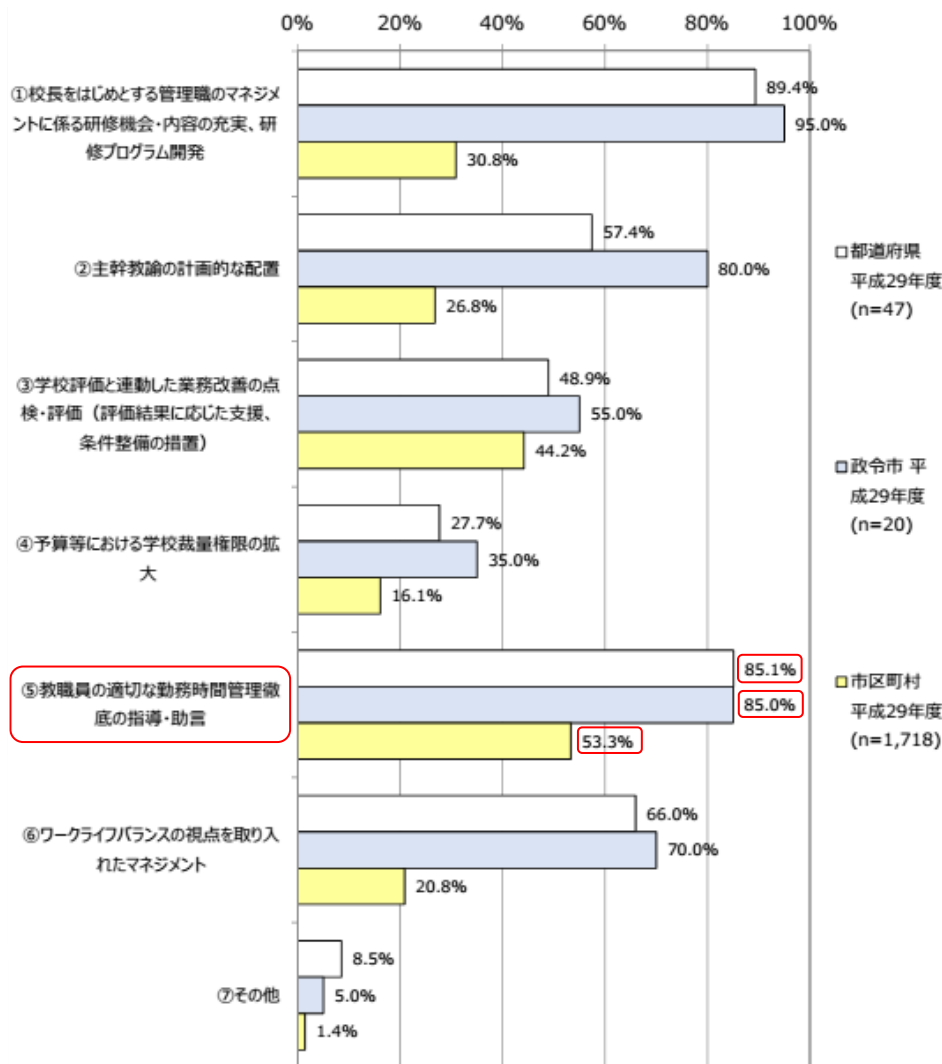


学校現場の長時間勤務の是正に向けて！ 〈教育委員会における学校の業務改善のための取組状況の調査（速報値）〉

6月22日、文部科学省は教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）を公表した。文部科学省は各教育委員会に対し、この度の調査結果を基に教員の長時間勤務の見直しを図り、学校教育の質の向上につなげるために業務改善への取組の留意点を示した。

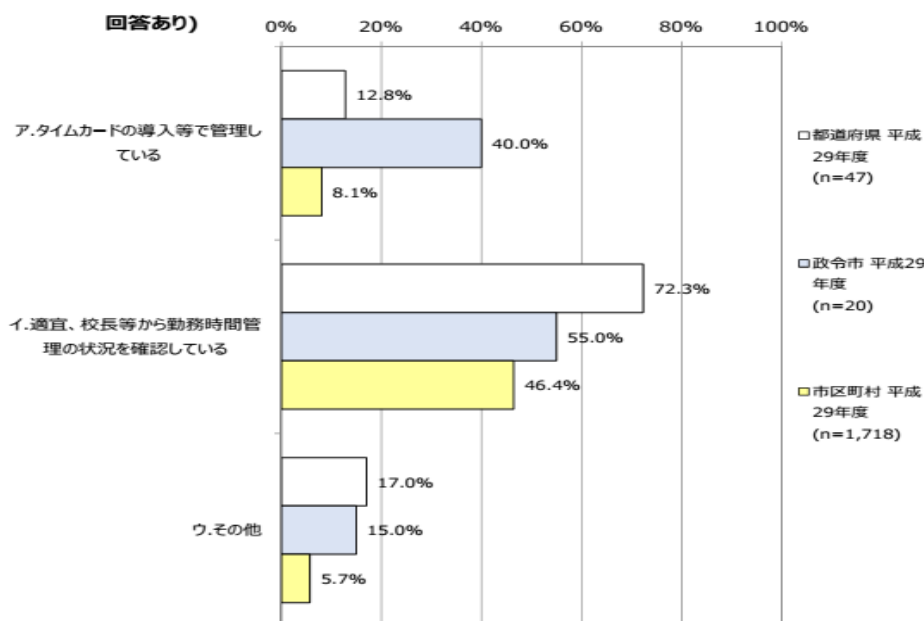
教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査の結果（速報値）について（全日教連・抜粋）

【校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメントに「取り組んでいる」場合の取組内容について】



- どの教育委員会も、学校の組織マネジメントにおいて「⑤教職員の適切な勤務時間管理徹底の指導・助言」は、所管する学校での取組の推進が比較的図られている。
- 市区町村教育委員会は、都道府県・政令指定都市教育委員会と比較すると、各取組内容における推進が十分に図られていない。
- 「⑦その他」の具体的な取組内容は、
 - ・スクールサポーター（退職した経験豊かな管理職）による管理職の組織的マネジメントの支援
 - ・学校教育指導員の派遣 等。

【「教職員の適切な勤務時間管理徹底の指導・助言」における勤務時間管理の把握方法について】



- 多くは校長等から勤務時間管理の状況を確認しているが、タイムカードの導入等で勤務時間の管理を行っている状況も見られる。

〈 各教育委員会の、所管する学校における業務改善に係る取組への留意点 〉

1. 業務改善目標等を含む業務改善方針等を策定し、フォローアップを行う。
(都道府県教育委員会は域内の市区町村教育委員会における業務改善担当部署との連携体制を構築・支援する)
2. 「労働時間の適正な把握のための使用者が講ずべきガイドライン（厚生労働省）」に基づき、勤務時間の適正な把握を行う。
3. 長時間勤務教職員に対する面接指導やストレスチェック等、労働安全衛生管理体制を速やかに整備する。
4. 運動部活動における休養日等の基準を設置し、部活動指導員に対し職務の留意事項等を十分に了知した上で適切に対応する。

詳しくは、

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/22/1387071_01.pdf
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/uneishien/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/22/1387071_02.pdf

文部科学省は各教育委員会に対し、今回の調査結果や業務改善への留意点を踏まえ、教員が自己研鑽に励み、意欲と能力を最大限発揮し、誇りをもって働くことができるよう、教員の長時間勤務を見直し、学校教育の質を向上させるため、学校現場の業務改善への取組の徹底を求めた。

今回の調査結果では、教員の長時間勤務の見直しにおいての取組は、校長による適切な勤務時間管理徹底への指導・助言が中心であり、各教育委員会は勤務時間管理の状況の把握においては、校長からの報告に委ねる方法が多数であった。校長による指導や助言は、単に勤務時間を超えた教職員に対し早期退庁を促したり、各学校が設定した退庁時間を厳守させたり等、教職員の業務状況に関係なく業務改善の取組として推進されている可能性もあり、こうした取組だけでは、全ての教職員が納得する真の長時間勤務の是正にはつながらない。また、教育専門職である教員という職務の特殊性ゆえ、単純に労働時間で割り切れない業務もあり、国が示すような労働者としての枠組みの中での管理は、かえって学校現場に混乱をきたす恐れもある。そればかりか、深刻な教育の質の低下も招きかねない。

全日教連は実効性を伴う教員の長時間勤務の改善や学校教育の質の向上のためには、教職員の定数改善が業務内容の精選等とともに進めなければならないと考える。また、各教育委員会が、単に国が定める業務改善への取組に留意するだけでは、所管する各学校における根本的な業務改善は難しい。国からしっかりと財政的な支援等が図られ、各教育委員会が責任をもって業務改善への取組が実行される環境を整備する必要がある。今後も中教審の学校における働き方改革特別部会等での議論の内容等を踏まえ、必要な要望や提言を国に対ししっかりと訴えていく。